

令和4年1月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年1月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年1月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年1月20日(木) 午前9時30分～午前10時15分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅
主 任 中山 弘美

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

2. その他

土地に関する議題

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第3号 許可後の取消願について

令和4年1月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年1月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、まず本日机の上にお配りしてあります資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回の日程）、②農業委員会だよりを国会議員へ送付した時の挨拶文で手書きのA4：1枚ものです。③丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱です。A4のホッチキス留めになります。議案と一緒に、④「丸亀市土地改良事業補助率」の表1枚を送っています。こちらの表は先月の推進委員連絡会の時に委員から土地改良事業の補助率がわかるものが欲しいとの要望がありまして、土地改良担当に作っていただいたものです。具体的な話がありましたら、土地改良担当に相談してください。それでは、活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、出席の記載をお願いします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いします。それから、携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、会長お願いします。

●会長（松岡繁君） 明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。どうも、年末にはコロナがおさまったかなと思っていたんですが、オミクロン株が急速に拡大しまして、香川でのまん延防止等重点措置が適用となりまして、今日の推進委員連絡会はお休みといたしました。先日は、千年に1度と言われる海底火山の噴火がありまして、その噴煙が成層圏まで達して、ここ2年ぐらいいは気温が低下するそうです。その影響で、農産物の収穫にも影響するというような報道もされていました。そうした中で日本の農業につきましては、高齢化と後継者の不在ということで、本当に深刻な状況になっているところです。食料自給率が37%という極端に低い中で、このまま農業を続けていけるのだろうかと思ひまして、農業委員会での年頭の挨拶にも書きました。特に政治家の皆さんに危機感を持っていただきたいと思ひまして、農業委員会だよりを県出身の議員に発送していただくようをお願いしたところですが、でも、多分、秘書どまりで先生は全然見ないのでは困るので、手書きの文書を添付しました。それを皆さんに置いていますので、それを読み上げて、挨拶に代えます。日頃は日本の発展と国民の幸せのために取り組んでいる先生に心から敬意を表します。昨年12月2日に全国会長会議の時、私たちの要望をお聞きいただきありがとうございました。この度農業委員会だよりを発刊しましたので、送付いたします。ご一読いただければ幸いに存じます。農村では、高齢化と後継者不在で深刻な状態になっています。私も79歳になり、あと3年で作業の限度かと思ひています。周辺でも、自分の世代で終わりという農家がほとんどです。農業を辞めるのは簡単ですが、いったん辞めると、二度と復活はできません。自給率が37%と極端に低い中で将来困るのは消費者であり国民です。すでに遅いかもしれませんが、食料と農業の大切さを国民運動として取り組んでいただきたいと思ひます。価格が少し高くても国産品を愛用するという機運を作り上げていくことが、自給率を高め、

農業後継者を増加させると確信しています。食糧は国民の命を守る安全保障の要です。それから今月、携帯に玉木先生から電話がありまして、読ませていただきました、農業問題についても取り組んでいきたいと電話をいただきました。米価の大幅下落を心配していただきまして、市で10アール当たり1万円を助成するという補正予算を作成したと聞いています。私たちにとりましては、10アール当たり1万円というのは肥料代の助成ぐらいにしかありません。長くなりましたが、議事に移ります。

本日の出席は16名全員が出席していますので、総会が成立していることをご報告いたします。本日の議事録署名委員は9番の久米委員と10番の松岡正雄委員にお願いいたします。

農政に関する議題に入ります。本日提案の議題を事務局が読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1その他として、「丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1その他で、「丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（大西良明君） 失礼します。それでは、本日、机の方に配布しています資料で、横書きで「丸亀市耕作放棄地再生対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める」という資料をご覧ください。今年の「農業委員会だより」の最後のページにも、この事業を紹介しています。本要綱は荒廃農地等利活用促進事業（県単独事業）を活用して、耕作放棄地の再生利用を図る者に対し、市が行う補助等について規定した要綱ですが、令和3年度当初に県の交付要綱において、発生防止作業に対する補助が対象外になりましたので、今回、市の要綱も合わせて、これを削除するものです。1枚めくっていただいて裏側の右側に改正の発生防止の欄がありますが、そちらに書かれている通りです。遊休農地を対象にした事業でありますけれども、2号遊休農地の判定は、ほとんどしていませんので、特に影響はないものと考えています。また、これとあわせまして、各申請様式等で求められていました押印を廃止するなど令和4年4月からの施行に向けて所要の改正を行うものです。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご意見もないようですので、要綱については、改正を進めます。

その他で、議題はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、12月27日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は1月5日水曜日、宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は1月11日火曜日、松岡正雄委員で、それぞれ9時から11時までに行い、飯山市民総合センターと本庁相談時に、それぞれ1件の相談がありました。まず、飯山市民総合センターでの相談は、周辺農地の雑草・雑木の管理指導についてでした。相談者の農地を囲むように荒廃した農地があり、その農地の所有者に農業委員会から穏やかに指導してほしいとの相談でありました。この相談については、委員会から指導しますが、周りの田んぼなので誰からの依頼かは多分わかる事のご了解をいただきまして、後日、現地を確認に行きました。ところが、現地は管理されている状態であり、相談者は既に農地所有者に草刈の依頼をしていたそうです。そのため、今回は農地所有者に指導せず、今後の経過を観察し、もしも荒廃が進めば指導を考えていくということにしました。次に、本庁開催時の相談は、宅地から農地への雨水の流入についての相談で、農地所有者である相談者から事前に話があり、話の始まりは、相談者の田に隣接する宅地に植え込みがあり、先日植え込みの剪定作業を行った時に、業者がビニールも敷かず勝手に相談者の田に入って剪定を行っていたので、宅地の住人にそのことを言うと、宅地の住民から、宅地内に家庭菜園を作っているが、夏場に隣の相談者の田から水が染み込んでくるので、そっちを何とかしてほしいと言われて、大雨が降れば、反対に宅地から田の方へ雨水が流れ込んでくるので、しばらく言い合っていたが解決しないので、農家相談の場で話したいとの相談でありました。そこで今回の相談会の担当委員の宮武副会長と事前に現地を確認し、相談日に宅地の住民にも来ていただきました。今回の両家は、お隣同士で親戚でもあるのでお互いをよく知っていましたが、勝手に田に入って作業していたことや、一方的に水のことを言われたこともあり、相談者は雨水の流入の対応を言い続けました。宮武委員からは、水は高いところから低いところへ流れるものであり、流すなどとは言えないこと、植え込みは家が建ったところからあるので、今回始まった話ではないが、お互い親戚でもあり、後々禍根を残すようなことになってはいけません。宅地から田へ流れ込む雨水については、境界付近にU字溝をつけて用水へ流すように考えて、剪定はできるだけ宅地内で行えないかと提案をしたところ、両者ともそれで考えますとの返事がありまして、排水の工事もお互い話し合っただけで行うことになりました。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分が1月27日木曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は2月7日月曜日、尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は、2月10日木曜日、松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告についてご質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。その他の報告事項はありませんか。

- 事務局長（小西裕幸君） その他はありません。
- 会長（松岡繁君） 続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

- 事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題といたしまして、
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、
議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、
議案第4号「農地利用配分計画（案）の意見聴取について」、
議案第5号「非農地証明願について」、
議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告として

- 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、
報告第3号「許可後の取消願について」です。

以上、ご審議よろしく願います。

- 会長（松岡繁君） それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

- 事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしく願います。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は9件です。

1番、田村町・・・面積532.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、飯野町東二・・・合計面積2,942.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、コンニャクイモを作付けする計画が提出されています。

3番、飯野町東二・・・面積905.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、コンニャクイモを作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

4番、綾歌町岡田上・・・合計面積6,404.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町岡田東・・・合計面積1,703㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

6番、綾歌町岡田東・・・合計面積2,412.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

7番、飯山町川原・・・合計面積439.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でモモを作付けする計画が提出されています。

3ページをお開きください。

8番、飯山町川原・・・面積463.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地でモモを作付けする計画が提出されています。

9番、飯山町東坂元・・・面積1,487㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上9件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 7番大口です。4番の綾歌町の方が農業を廃止して、京都の方に売買をするということですが、京都の方の経営規模拡大ということですが、経営面積が6,000㎡ぐらいで、どのようになっているのかなと思います。農機具があるのだろうか、管理ができるのだろうかという、水稻を作るということなのですが、どうやって耕作するのでしょうか。図面を見ると結構広い面積になっています。荒廃して

も困りますので、その辺のところ教えてください。以上です。

●会長（松岡繁君） 事務局、説明してください。

●主任（中山弘美君） 失礼します。綾歌市民総合センター中山です。よろしくお願いします。この方は京都に在住ですけれども、農繁期には奥様と2人で一緒に毎週、帰ってこられまして、金土日と農作業を行っています。水の管理については、パイプラインになっていますので、本人が管理されています。元々、綾歌の方で、地元でも農地を持っていますし、きちんと管理をされていますので心配ないと思います。よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 久米委員、どうですか。

●農業委員（久米彰義君） 私もはっきりわからないですけれども、一応聞きました。今、説明があったのですが、名前を見て、あの人かと思しますので、ご説明いたします。その方の息子さんが、もう年齢的にも定年ぐらいです。本人の親が買うのでは、相続する必要もあるので、本人が買うということにしたのだらうと思います。この件については、大丈夫と思います。

●会長（松岡繁君） はい。わかりました。大口委員、わかりましたか。

●農業委員（大口年昭君） はい。

●会長（松岡繁君） 周囲の人に迷惑をかけないように、ちゃんと作付けできるかどうかというのを事務局と合わせて農業委員も、また今後、3年3作という規定もありますから、近くを通ったときに確認をしてください。やっぱり最初、きちっとしていないと、私の南の方でも、5月、6月ごろに、農地を購入したのですが、この人が田んぼを買ったら危ないな、管理ができなくて周囲に迷惑をかけるのではないかという人がいて、私が質問したら、大丈夫ですと事務局が答えたので、まあいいかということで通しました。その人が田んぼを買ってから、1回も草刈してない田んぼもあったり、水路の水が流れているのが分からなかったりという状況になって、近所の人に非常に迷惑をかけています。一旦売買が終わったら、約束が違うから元に戻せということにも、なかなかありませんので、ちょっとおかしいのではないかとこのがありましたら、十分確認していただくとともに、事務局としても、農業委員、推進委員にも相談していただいたらと思います。他に質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から9番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請」9件は、原案の通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議案に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい。それでは、4ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、津森町・・・合計面積980.78㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和53年ごろ隣接する宅地に住宅を建築した際、あわせて造成し、これまで一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請書によって、無断転用の解消を図るため、所有権移転を行い引き続き、駐車場として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、飯野町東分・・・面積448.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものですが、この申請地は、貸人の親が平成7年ごろ農地を造成し、駐車場としてこれまで使用してきました。今回の申請をもって、あわせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年10月に農振除外申請がされています。農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、土器町東四丁目・・・面積384.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、飯山町川原・・・合計面積382.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この案件は報告第3号に関連します。

以上4件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条第1項の規定

による許可申請」について、整理番号1番から4番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」4件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) 続いて5ページをお開きください。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。5ページから、28ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて42件、筆数が115筆、面積が111,977.00㎡です。詳細は表の通りとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第3号「農用地利用集積計画の決定」について、42件につきましては、原案どおり、処理していくことにいたします。

次に、議案第4号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは29ページをお開きください。議案第4号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取について」です。詳細は29ページから30ページにかけて記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第4号「農用地利用配分計画(案)の意見聴取」については、農業委員会として、意見がない旨回答いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは31ページをお開きください。議案第5号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町岡田上・・・合計面積50.42㎡【議案読み上げ】

この申請地は、以前より自己の耕作田に至る農道として利用している状況です。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第5号「非農地証明願」について、整理番号1番の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて32ページをお開きください。議案第6号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、飯野町東分・・・合計面積3,422.82㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年11月22日、分譲住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第6号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第3号「許可後の取消願について」は、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは33ページをお開きください。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は2件です。

1番、綾歌町富熊・・・合計面積1,117.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年2月11日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、飯山町川原・・・合計面積843.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年8月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて34ページをご覧ください。報告第2号「農地法18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は2件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積4,537.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、耕作不便で低生産地のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、飯山町真時・・・合計面積1,181.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労力不足のため、賃借人指導により、離作補償なく合意解約をするものです。

次に、35ページをお聞きください。報告第3号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、飯山町川原・・・合計面積382.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年8月30日に、農地法第5条の規定により、所有権移転の許可をいただきましたが、当初の計画を中止し、新たな転用事業者と転用申請を行うため、農地法第5条の規定による許可の取消願を行うものです。なお、議案第2号第4番で説明したものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、報告事項を終わります。以上で、1月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例総会等の開催日程について、お知らせします。まず現地調査ですが、農地転用等の申請の締め切りが2月4日金曜日になりますので、土日を含んで、2月8日火曜日に現地調査を行います。関係される委員には、7日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

また、来月の定例総会は、2月18日金曜日午前9時30分から、この会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

（午前10時15分終了）